

第83号議案

林野火災の予防を推進するための関係条例の整備等に関する条例の制定について

林野火災の予防を推進するための関係条例の整備等に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年12月3日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

林野火災の予防を推進するための関係条例の整備等に関する条例

別紙のとおり

提案理由

林野火災の予防を推進するため提案する。

林野火災の予防を推進するための関係条例の整備等に関する条例

(蒲郡市火災予防条例の一部改正)

第1条 蒲郡市火災予防条例（昭和48年蒲郡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防 (第31条の8・第31条の9)</u></p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章の2 (略)</p> <p>第4章～附則 (略)</p> <p>(炉)</p> <p>第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。</p> <p>ア～ス (略)</p> <p>セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予</p>

熱を防止する措置を講ずること。

(18)～(19) (略)

2～4 (略)

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第31条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) (略)

(住宅における火災の予防の推進)

第31条の7 (略)

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第31条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条各号に

熱を防止する装置を講ずること。

(18)～(19) (略)

2～4 (略)

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第31条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(住宅における火災の予防の推進)

第31条の7 (略)

定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中に
おける火の使用の制限)

第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外における催しの防火管理)

第45条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第48条第1項において

(屋外における催しの防火管理)

第45条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第48条において「露店

<p>「露店等」という。) 及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 <u>消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u></p> <p><u>(自衛消防訓練の通知)</u></p> <p>第51条 防火管理者は、<u>自衛消防訓練</u>を実施しようとするときは、実施の3日前までに消防長に<u>通知</u>しなければならない。</p>	<p>等」という。) 及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第48条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p><u>(消防訓練の届出)</u></p> <p>第51条 防火管理者は、<u>消防訓練</u>を実施しようとするときは、実施の3日前までに消防長に<u>届け出</u>しなければならない。</p>
--	---

(蒲郡市火入れに関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市火入れに関する条例（昭和59年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</u></p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。</u></p>

第3条 蒲郡市火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災注意報（蒲郡市火災予防条例（昭和48年蒲郡市条例第19号）第31条の8第1項に規定する林野火災に関する注意報をいう。以下同じ。）若しくは火災警報（消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定する火災に</u></p>	<p>(火入れの中止)</p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</u></p>

関する警報をいう。以下同じ。) が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災注意報若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第1条中蒲郡市火災予防条例第3条第1項第17号セ及び第51条の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。